

令和8年度東通村奨学生募集（貸与型奨学金）

1. 目的

東通村の奨学金貸付制度は、経済的理由により修学が困難な方などに対し、奨学資金（奨学金）を貸し付けることにより、村及び社会に貢献する人材を育成することを目的としています。

2. 対象者

学校教育法に定める高等学校（※）、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学及び大学院含む）、高等専門学校（専攻科含む）、専修学校及び海外の大学その他これに準ずる学校（留学含む）に令和8年度中に入学予定又は在学中の方

（※）高等学校の場合、東通村高校スクールバスの利用又は東通村高等学校等生徒就学奨励費が支給されることから、特別の事情がある場合を除き、原則、奨学生に採用しない。

3. 募集資格

東通村の住民基本台帳に登録され、居住実態のある村民の子弟で、経済的理由により修学が困難な方、学業成績が優秀な方

4. 貸付額(月額)

・高等学校、中等教育学校、特別支援学校	2万円以内
・高等専門学校、専修学校	3万円以内
・短期大学、大学	5万円以内
・医科、歯科、獣医科大学等、大学院	7万円以内

5. 貸付期間

当該大学等の修学期間

6. 受付期間

令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）

7. 申込方法

8. 申請書類の（1）～（6）の書類を教育委員会教育総務課へ持参又は郵送（郵送の場合は令和8年3月31日必着）により提出してください。

8. 申込書類

- （1）奨学金貸与申請書（教育委員会に用意しています）
- （2）成績証明書（※開封無効）
- （3）入学又は修学の事実を証明することのできる書類
⇒合格通知書、入学証明書又は在学証明書
- （4）戸籍全部事項証明書
- （5）世帯全員の令和7年度所得課税証明書
- （6）連帯保証人及び保証人の令和7年度所得課税証明書

9. 返還

無利子。卒業した1年後（3月卒業の場合は翌年4月）から当該奨学金の貸与を受けた期間の倍に相当する期間内に返還していただきます。

（例）令和9年3月に4年制大学を卒業する場合は、令和10年4月から8年間

10. 選考方法

所得状況、学業成績等を審査し、決定します。なお、選考結果については、5月中に文書で通知します。

11. 問合せ

東通村教育委員会教育総務課教育総務グループ

039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5-34

電話：0175-33-2341（内線335）